



麻生区市民提案型協働事業

平成29年度募集案内

まちを住みよくするアイデアを ～提案事業の募集～

募集
期間

平成29年 1月23日(月) ~ 2月24日(金)

事業費

1事業あたり、10万円 ~ 100万円以内

事業数

3 ~ 5事業程度



相談は随時受付中

制度の内容をよく知っていただくためにも、
初めて応募する場合には、必ず一度ご相談ください。
下記、問合せ先までご連絡をお待ちしています。

《提出先・お問合せ先》

麻生区役所まちづくり推進部企画課（麻生区役所3階 38番窓口）

川崎市麻生区万福寺1-5-1

TEL 044-965-5112 FAX 044-965-5200

メール：73kikaku@city.kawasaki.jp

1 事業の目的と概要

麻生区では、地域課題の発見と解決を図り、より住みよいまちづくりを推進することを目的に、地域の団体と協働して提案型事業に取り組む「麻生区市民提案型協働事業」を実施します。

この事業は、地域の団体から提案事業を募集し、審査委員会での選考を経たうえで、選定された事業について川崎市（麻生区役所）と提案した団体が委託契約を結び、提案した団体が実施するものです。

※「委託」とは、川崎市（麻生区役所）が行うべき事業を、提案した団体が区に代わり実施するものです。委託の場合、事業の責任は川崎市（麻生区役所）に帰属し、団体は、契約に基づき事業を確実に履行する責務を負います。委託の趣旨に沿うよう、事業内容にご注意ください。

※団体の自主活動に資金を提供する補助事業・助成事業とは異なります。

なお、「かわさき市民活動センター」では、「かわさき市民公益活動助成金」を募集中です。

また、「麻生市民交流館やまゆり」(<http://web-asao.jp/yamayuri/index.html>)でも「地域の新たなコミュニティづくりにつながる提案事業」の募集を5月頃に行う予定です。

2 募集する事業

地域社会の抱えるさまざまな課題や、日頃の活動などで感じている地域課題の解決につながる提案事業（例：地域の防災力の向上、地域の子育て支援、地域における高齢者の健康づくりなど）を募集します。

ただし、次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- (1) 麻生区役所が事務を所管していないもの
- (2) 国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託又は補助助成を受けている、若しくは受ける見込みのあるもの
- (3) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- (5) 事業実施を伴わない調査・研究のみのもの
- (6) 施設等の建設や整備を目的としたもの
- (7) 麻生区の区域内で既に事業実施されているもの
- (8) 公序良俗に反するもの

3 提案できる団体

麻生区の区域内において事業を実施できる団体で、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 団体の運営に関する定款又はこれに相当する書類を備えていること
- (2) 予算及び決算を適正に管理していること
- (3) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有する者又は破産者で復権を得ている者であること
- (4) 団体又はその代表者が、川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを主たる目的としないこと
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的としないこと
- (7) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としないこと

- (8) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (9) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項に規定する行為をしている者でないこと
- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(8)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者でないこと
- (11) 公序良俗に反しない団体であること

4 実施期間

協定締結日（平成29年5月上旬予定）から平成30年3月9日まで

- ※ 委託料の振込は協定締結後、6月頃となります。
- ※ 契約期間内に事業を完了させてください。
- ※ 次年度以降も同様の事業の継続を希望する場合は、年度ごとに事業の提案を行い、選定される必要があります。ただし、継続期間は通算で概ね3年度までとし、最長で5年度とします。

5 区役所の役割

- (1) 事業の実施に必要な経費を負担します。
 - ① 募集数は、3～5事業程度
 - ② 金額（委託料）は、1事業あたり10万円～100万円以内（消費税及び地方消費税8%を含む）。ただし、経費として計上できるのは、次の項目に限ります。
- 【計上できる経費】 ※詳細は、別紙1「事業経費の詳細について」を参照
 - ① 謝礼金等 ② 旅費・交通費 ③ 消耗品費 ④ 印刷製本費 ⑤ 通信運搬費
 - ⑥ 使用料・賃借料 ⑦ 保険料 ⑧ その他経費
- (2) 団体が事業を実施する上で、必要な情報の提供、関係機関・団体との調整や、イベントや講演会の開催案内・参加者募集などを行う際に、必要に応じて、市政だより麻生区版や麻生区ホームページなどで広報します。
- (3) 区役所会議室を会場として提供します。ただし、会議や打ち合わせは、できる限り区役所会議室以外で行うようにしてください。
- (4) 事業に必要な情報の提供や行政機関などとの連絡調整を行います。

6 応募から事業実施のスケジュール

募集開始	1月23日	募集に関する相談は随時お受けします。 初めて提案する団体は、制度の知識を深めるためにも、一度ご相談ください。
募集締切	2月24日	所定の書類を麻生区役所企画課に持参してください。
第1次審査	3月下旬まで	麻生区役所が書類により要件審査を行います。
事前協議	4月上旬まで	提案団体と麻生区役所関係課との間で事業内容の確認・調整や経費の精査などを行います。
第2次審査	4月上旬	団体による提案事業の発表（公開プレゼンテーション）、審査委員会での審査を行います。
最終決定・ 選考結果通知		麻生区長が最終決定・選考結果を団体に通知します。
区役所との調整	4月下旬	事業内容、委託金額などを協議・調整します。
協定書・委託契約の締結	5月上旬～	協定書・委託契約を締結します。
事業の実施	5月上旬 ～3月9日	

7 応募方法

(1) 提出書類

- ① 麻生区市民提案型協働事業企画提案書（第1号様式）
- ② 事業計画書（第2号様式）
- ③ 経費見積書（第3号様式）
- ④ 団体概要書（第4号様式）
- ⑤ 団体に関する確認書（第5号様式）
- ⑥ 団体の定款又はこれに相当する書類（規約、会則など）及び役員名簿（様式自由）
- ⑦ 平成27年度（もしくは平成28年度）の団体の活動報告書（様式自由）
- ⑧ 平成27年度の団体の収支決算書（様式自由）

※ ①～⑤の様式は、麻生区ホームページからダウンロードもできます。

（麻生区トップページ「麻生区市民提案型協働事業」で検索）

(2) 募集期間

平成29年1月23日（月）～ 2月24日（金）

(3) 提出方法

直接窓口までご持参ください（郵送不可）。

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時

(4) 提出先

麻生区役所企画課（麻生区役所3階38番窓口）

麻生区万福寺1-5-1

8 選考方法

- (1) 第1次審査は、団体が提出した書類により麻生区役所が要件審査を行います。ただし、必要に応じて、内容確認の連絡をすることがあります。
- (2) 第2次審査は、書類及び応募団体による公開プレゼンテーションにより「川崎市麻生区市民提案型協働事業審査委員会」が審査を行います。
- (3) 第2次審査の審査結果を考慮し、麻生区長が選定事業を最終決定します。

※ 第2次審査の審査基準は、別紙2「第2次審査の審査基準」をご参照ください。第2次審査の日程等の詳細につきましては、応募団体に別途通知します。

※ 選考結果の効果は、平成29年第1回市議会定例会における、本事業に係る予算の議決を要しますので、あらかじめご了承ください。

9 契約の締結

- (1) 本事業は、実施団体と麻生区役所がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとで実施します。そのため、委託契約を締結する前に、事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担などを明確にする協議を行います。その結果によっては、事業内容や委託金額などを変更する場合があります。
- (2) 事業内容や委託金額などが確定した後に、川崎市委託契約規則に基づいて委託契約を締結し、定められた内容に沿って事業を実施することになります。

10 事業の報告

実施団体は、事業の実施中（10月上旬）に中間報告書（第6号様式）、完了後に実施結果や収支決算の報告を実施結果報告書（第7号様式）により行うこととなります。

また、翌年の3月中旬には事業報告会に出席して、これまでの取組や実績の報告を行うこととなります。

11 事業内容の広報・情報公開

選考過程や事業実施の公正性、透明性を高めるため、麻生区役所ホームページなどで、企画提案書（第1号様式）、経費見積書（第3号様式）等の公表を予定しています。また、事業実施団体については、中間報告書（第6号様式）、実施結果報告書（第7号様式）等の公表も予定しています。

その他、本事業の募集、実施などにかかわって提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき、個人情報等を除いて公開されることがあります。

事業経費の詳細について

項 目	基 準
謝礼金等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講師等への謝礼、出演料、コーディネーター料、調査・研究等に係る謝礼等 ※「事業計画書（様式 2）」に掲げる団体役職員、運営スタッフへの支払いは認められません。 ※事業実施に必要な経費のみが対象となります。
旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動等に係る交通費、通行料金等 ※「事業計画書（様式 2）」に掲げる団体役職員、運営スタッフも計上の対象となります。
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務用品、材料などの購入費 ※ 1つあたりの単価は2万円以下に限る。
印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> ・ チラシ、ポスター、資料などの作成費や印刷費
通信運搬費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通知や資料の送付などに必要な切手代
使用料・賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料、レンタル料
保険料	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの開催に伴う行事保険やボランティア保険などの保険料
その他経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の項目以外で事業実施に必要な経費

※ 会議や打ち合わせは、できる限り区役所会議室以外で行うようにしてください。必要に応じて、市民館や麻生市民交流館やまゆり等の会議室の賃借料を計上してください。

※ その他経費が必要な場合は、事前に区役所にご相談ください。

※ 本事業に関し、委託料以外で収入（広告料など）を得ることはできません。

※ 最終的に経費として計上できる金額は、委託契約前の協議で確定しますので、必ずしも見積額が委託金額になるとは限りません。

第 2 次審査の審査基準

項 目		審査の視点
事業の方向性	課題・目的の 的確性・妥当性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容が、麻生区における地域の課題を的確に捉えているか ・ 事業目的が、麻生区役所の委託事業として実施するのに妥当であるか
	先駆性・新規性 (5点)	<p>【新規事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容に先駆性や新規性があり、地域の課題を解決するモデル事業として開始するのにふさわしいか <p>【継続事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年度事業に先駆性や新規性を加えて、事業を発展させているか
	協働の必要性・ 効果 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体の役割と区に期待する役割が明確かつ妥当であり、協働で取り組むメリット（きめ細かいサービスの提供、地域の実情に即した的確なサービスの提供など）が期待できるか ・ 多くの区民に対する具体的な効果や他の地域、団体への広がりなど相乗効果・波及効果が期待できるか
事業の実現性	事業の具体性 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の実施方法、スケジュール等が具体的に計画されており、達成が可能な事業であるか。 ・ 地域の住民や団体等の理解・協力が得られる事業か
	団体の実施能力 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案団体は、事業を実施する能力（人員、知識、経験等）を有しているか
	予算の適正性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経費の積算が、事業計画に対して適正に算定されているか ・ 効率的な執行により、コストを抑えているか
	事業の継続性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業が終了した後も、自立的な事業または区の事業に発展していくなど継続的な実施が期待できるか

※ 多様な地域課題に様々な手法で対応するという事業の趣旨から、「先駆性・新規性」は、新規事業と継続事業で審査の視点が異なります。なお、継続事業については、実施回数の単純な増加は、「先駆性・新規性」に含まれません。

※ 審査委員が採点した点数の平均点により選考順位を決定します。

※ 得点が6割（30点）に満たない事業は選定しないものとします。